

議案第 28 号

伊賀市国民健康保険税条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年2月10日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.03」を「100分の7.08」に改める。

第5条中「23,900円」を「26,600円」に改める。

第7条中「100分の1.78」を「100分の2.07」に改める。

第8条中「6,100円」を「7,800円」に改める。

第8条の2第1号中「5,700円」を「6,200円」に改め、同条第2号中「2,850円」を「3,100円」に改め、同条第3号中「4,275円」を「4,650円」に改める。

第9条中「100分の1.7」を「100分の1.97」に改める。

第11条中「7,700円」を「9,700円」に改める。

第12条中「4,500円」を「5,200円」に改める。

第26条第1項第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につい

て同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「16,730円」を「18,620円」に改め、同号ウ中「4,270円」を「5,460円」に改め、同号エ(ア)中「3,990円」を「4,340円」に改め、同号エ(イ)中「1,995円」を「2,170円」に改め、同号エ(ウ)中「2,993円」を「3,255円」に改め、同号オ中「5,390円」を「6,790円」に改め、同号カ中「3,150円」を「3,640円」に改め、同項第2号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「11,950円」を「13,300円」に改め、同号ウ中「3,050円」を「3,900円」に改め、同号エ(ア)中「2,850円」を「3,100円」に改め、同号エ(イ)中「1,425円」を「1,550円」に改め、同号エ(ウ)中「2,138円」を「2,325円」に改め、同号オ中「3,850円」を「4,850円」に改め、同号カ中「2,250円」を「2,600円」に改め、同項第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「4,780円」を「5,320円」に改め、同号ウ中「1,220円」を「1,560円」に改め、同号エ(ア)中「1,140円」を「1,240円」に改め、同号エ(イ)中「570円」を「620円」に改め、同号エ(ウ)中「855円」を「930円」に改め、同号オ中「1,540円」を「1,940円」に改め、同号カ中「900円」を「1,040円」に改め、同条第2項を削る。

附則第5項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。)」を「とする。)&及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。